

議員提出議案第2号

特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月21日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

黒 木 のぶ子

石 原 幸 雄

杉 森 弘 之

小松崎 伸

伊 藤 裕 一

塚 原 正 彦

エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進
に関する調査特別委員会の設置について（案）

1. 本市議会にエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会を設置し、10人の委員をもって組織する。
2. エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会は、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用に関する調査研究をし、牛久市への提言を行う。
3. エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会は、目的を達成するまで、議会閉会中においても委員会を開催し、協議を行うことができる。

提案の理由

令和6年度の本市の組織機構の改編に伴い、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用については、環境経済部に新たに設置された「未来創造課」が担当することとなった。

一方、前市長時代には、エスカード牛久ビルの4階の改修計画等の提示や本市の出資による牛久シャトー株式会社の設立等、両者の利活用に向けての試みがあったが、エスカード牛久ビルの改修計画等は当該予算の減額により放置された状態であり、牛久シャトー株式会社の経営も赤字が続いている。

このままの状態が続けば、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの先行きは極めて不透明であり、深刻な事態の招来が懸念される。

そこで、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの今後の利活用についての調査研究並びに提言を目的とする特別委員会の設置を提案するものである。